

4

No.192

# 行政ぐんま

2024 GYOSEI-GUNMA

日本行政書士会連合会  
公式キャラクターユキマサくん



**群馬県行政書士会**

URL : <https://www.gunma-gyosei.jp/>  
E-mail : [office@gunma-gyosei.jp](mailto:office@gunma-gyosei.jp)



## 行政書士倫理綱領

- 行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。
- 一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
  - 二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
  - 三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
  - 四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
  - 五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



監修 文学博士 金田一春彦先生  
N H K 阿部 喜充先生

## 小泉稻荷神社

創建は不詳だが、第十代崇神天皇の御代に豊城入彦命が上毛野国を支配することになった際、勅命により大己貴命を奉じたのが始まりとされている。現在では、社前には奉納された鳥居が約300基も並び、商売繫盛のご利益を求めて多くの人で賑わう。県内一の高さ（22.17m）を誇る大鳥居は北関東自動車道からも見ることができ、伊勢崎市を代表する観光スポットとなっている。

（伊勢崎市観光物産協会ホームページより引用）



## 01 本会のうごき

- ・知っ得情報 ..... 会長 古田島俊憲 ..... 3
- ・行政書士記念日事業のご報告 無料相談会開催 ..... 広報部部員 小林 大栄 ..... 4
- ・各種お知らせハガキの送付廃止等について ..... 会長 古田島俊憲 ..... 5
- ・インボイス制度開始に伴う消費税の徴収について ..... 6
- ・会務報告 1月 ..... 7
- ・会務報告 2月 ..... 8

## 02 研修会等報告

- ・公正証書遺言に関する研修会 報告書 ..... 許認可業務・法務業務部部长 大原 岳 ..... 10
- ・デジタル業務に関する研修会 報告 ..... 許認可業務・法務業務部部长 大原 岳 ..... 11
- ・長野会国際部の事例研修会に参加して ..... 国際業務・デジタル社会部部长 塩野 有希 ..... 12

## 03 支部だより

- ・群馬県行政書士会渋川支部無料相談会 開催報告 ..... 渋川支部長 佐藤 剛 ..... 13
- ・令和5年度日曜開催空き家相談会 報告 ..... 渋川支部長 佐藤 剛 ..... 14
- ・行政書士による空き家、遺言・相続に関する無料相談会開催報告  
..... 渋川支部長 佐藤 剛 ..... 14
- ・高崎支部法教育チーム 令和5年度活動報告 ..... 高崎支部 塩野 有希 ..... 15

## 04 業務指導通信

- ・JCIP の普及促進に向けた意見交換会に関する報告書 ..... 業務推進グループ 穂苅 優人 ..... 16
- ・労働者協同組合周知フォーラム（東日本ブロック）報告書  
..... 業務推進グループ 田沼 昇一 ..... 17
- ・労働者協同組合設立オンラインセミナー報告書 ..... 業務推進グループ 田沼 昇一 ..... 18
- ・入管業務研修会・事例発表会報告 ..... 業務推進グループ リーダー 吉田 明浩 ..... 20



# GYOSEI-GUNMA CONTENTS

# 4

2024. No192

## 日行連ニュース

- ・令和6年 日本行政書士会連合会 新年賀詞交歓会 ……副会長 吉田 明浩… 21

05

## 読んで得する業務資料

- ・業務資料について～標題一覧～ …… 22

06

## お願い・連絡事項

- ・「趣味のコーナー」開設及び投稿のお願い …… 23
- コスモス群馬
- ・伊勢崎支部業務研修会 参加報告 ……コスモスぐんま支部長 上原 陽子… 24
- ・「令和5年度 第2回成年後見関係団体情報交換会」報告  
……コスモスぐんま総務部長 萩原 洋一… 24
- ・コスモスぐんまによる出張研修のご案内 ……コスモスぐんま広報部長 佐藤美保子… 25
- ・コスモスぐんま 入会前研修のお知らせ ……コスモスぐんま支部長 上原 陽子… 26

07

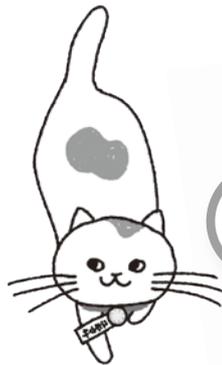
## 登録事項変更 …… 27

08

## 編集後記



# 本会のうごき



知っ得情報!!

01

会長 古田島 俊憲

今回は本会会員が就任している自治体等の外部委員についてご紹介します。調停委員、行政相談委員は、複数の方が就任し活躍しています。それ以外の委員についてはそれぞれ1名の方が就任しています。各種委員に就任することにより有益な情報を得ることができるとともに、要望の提起を行えるなど行政書士としての存在価値を高めることができるものと思っております。

委員名
調停委員
行政相談委員
農業委員
富岡市行政不服審査会委員
富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合 行政不服審査会委員
富岡地域医療企業団行政不服審査会委員
群馬県公文書等管理委員会委員
渋川市廃校施設利活用事業者選定委員会委員
群馬県建築工事紛争審査会委員

もし、皆さんの身近な自治体等で、委員を募集している委員会などございましたら、ご一報いただければ幸いです。

# 行政書士記念日事業のご報告

## 無料相談会開催

広報部部員 小林 大栄

令和6年2月22日木曜日、12時から17時に、令和5年度行政書士記念日事業として、場所、前橋商工会議所会館3階アネモネ：対面相談・事務局：電話相談を実施しました。

相談対応行政書士は10人、広報部から6名、公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター群馬県支部から4名が参加しました。予定では相談時間は13時から16時の18枠となりました。

事業内容：無料相談会、対面相談：事前予約優先で3ブース：①・②・③、30分毎に予約枠を設けました。全体で18枠のうち、14枠で実施されました。特に13時から15時まで12枠が実施され、時間帯は午後の早い時間を希望される方が多いと感じました。残り、15時から16時には2枠が実施されました。

### 対面相談：

相談内容では特に相続関係が8割を占めました。相談者は相続開始前から、また、相続開始後で大きな悩みを抱えていました。

相続開始前の相談では、母の遺産がどうなるか？特に負の遺産について悩んでいました。

相続開始から3カ月以内の相続放棄の方法を説明しました。

相続開始後の相談では、義理母名義の不動産の名義書換が順調ではないので、どうすればよいか？丁寧に相手に説明しましょう。ダメであれば、内容証明で対応しましょう。

### 電話相談：

電話三台使用し、三人の行政書士が電話相談に対応しました。相談件数は10件です。

相談内容は相続が8割で対面相談と同じ現象でした。

対面相談・電話相談について、相談前、相談後の相談者の顔に変化が観られました。悩みを抱えていた顔から悩み解決への糸口、希望の道筋を意識した顔に変わったように見受けられました。



今後も無料相談会は、悩み解消の一里塚になるものと確信しました。課題として、いかに、無料相談会開催の広報をすすめるか、その開催の意義を知ってもらうことに全力を尽くすことが必要と感じました。

行政書士記念日は、1951年、昭和26年2月22日に議員立法により、「行政書士法」が公布されたことを記念して、日本行政書士会連合会が制定した日です。その目的は組織の結束と行政書士制度の普及を図ることとされています。今回の無料相談会の実施を通じて、その目的が果たせたものと実感します。



また、行政書士記念日は、行政書士の自覚と誇りを促すことも目的とされています。毎年2月22日は行政書士としての私たちの一人一人が日頃の労をねぎらったり、将来のビジョンを練ったりして、各行政書士が現在の自分を見つめ直す機会してはどうでしょうか？



# 各種お知らせハガキの送付廃止等について

会長 古田島 俊憲

平素から当会の会務運営について、御理解と御協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、本会からの研修会等開催のお知らせにつきまして、Eメール会員以外の会員にはハガキを送付しているところですが、令和6年3月31日をもってハガキの送付を廃止し、Eメールに一本化します。

また、Eメール会員であるか否かにかかわらず各期に送付している、会費の自動振替日の案内についても、下記のとおり、ハガキの送付回数を減らす扱いに変更します。

Eメールはビジネスシーンにおいて、書面に代わるコミュニケーションツールとして一般的に広く利用されていること、また、昨今の様々な物資や運賃等の値上げによる財政負担増に対応するために見直しを行った次第ですので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

Eメール会員の登録がお済みでない方は、早めに御登録くださいますようお願いいたします。

## 記

### 1. 変更内容

#### (1) 研修会・事例発表会等

Eメール会員にのみ通知します。

#### (2) 会費請求

##### ① 振替用紙により金融機関等で納付している場合

変更なし(従来どおり封筒で振替用紙を送付)

##### ② 自動振替により納付している場合

・ハガキを年に3回(4月、8月、12月)送付している扱いを、年3回ある引き落とし予定日を、4月に送付するハガキで一括してお知らせする扱いに変更します。

・会報「行政ぐんま」やホームページでも随時、引落日を確認することができるようにします。また、Eメール会員には、期ごとに引落日を知らせします。

### 2. Eメール会員登録の方法

○群馬県行政書士会のホームページ → ○会員ページ → ○「会員登録はこちらから」をクリック

→ ○Eメール送信フォームに必要事項を入力

### 3. Eメールアドレスをお持ちでない方

**Eメールアドレスをお持ちでない方、Eメールアドレスを取得することができない方にのみ**、申込書を提出していただくことにより、これまでどおり研修会・事例発表会の案内のハガキを送付します。申込書については、事務局にお問い合わせください。

# インボイス制度開始に伴う消費税の徴収について

インボイス制度が開始されたことに伴い、本会も課税業者となるため、令和6年度より消費税を徴収することになります。手数料・斡旋物等の金額に消費税分が追加で発生するため、令和5年度までとは金額が異なりますのでご注意ください。

手数料を徴収する事務	単位	税込金額(10%)
会員章変更・再交付	1件	1,100円
会員登録証明書	1件	550円
職印証明書	1件	550円
補助者設置届出	1件	4,400円
補助者更新申請	1件	2,200円
補助者変更届出	1件	1,100円
補助者再交付届出	1件	2,200円
申請取次申請（新規・更新・再交付）	1件	3,300円
出張封印名簿登載手数料（新規）	1件	3,300円
出張封印名簿登載事項更新手数料	1件	2,200円
一般倫理研修修了証再発行手数料	1件	550円

再貸与手数料	単位	税込金額(10%)
会員証	1件	1,100円
会員徽章	1件	3,300円
会員之章	1件	2,750円

斡旋物販売	単位	税込金額(10%)
職務上請求書	1冊	2,200円
領収書	1冊	495円
事件簿	1冊	550円

※その他、斡旋物・手数料・研修会資料・手引き・しおり等

**全てに消費税10%がかかります。**

※会費、県証紙に消費税はかかりません。

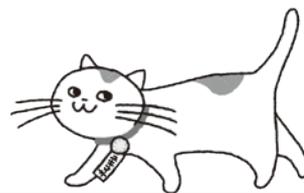
月	日	会議・研修会 等	会議事項 等	担当出席者
1	4		挨拶回り	古田島会長、山田、吉田、中島各副会長
1	10		職務上請求書払出し日	清水部長
1	12		入会者 1名	古田島会長
1	12	行政ぐんま校正会議	①行政ぐんま191号の校正について ②行政書士記念日事業について ③令和6年度事業計画及び予算案について	吉田副会長、服部部長、仲道副部長、小林、柳、天田各部員
1	16		群馬県行政書士会 令和6年新年賀詞交歓会	
1	21		外国人のための法律相談	服部常任理事
1	22	常任理事会	<協議事項> ①一般倫理研修受講状況について ②職務上請求書払出しについて  <報告事項> ①日行連報告について ②各部報告	古田島会長、山田、吉田、中島、亀田各副会長 清水、後藤、菅野、大原、服部、塩野各部長 吉田支部長会議長
1	22	申請取次行政書士管理委員会	①申請者の進達について ②令和6年度事業計画について	古田島会長、亀田委員長、山田、吉田(明)、中島、清水、後藤、菅野、大原、服部、塩野、吉田(憲)各委員
1	24		職務上請求書払出し日	上原副部長、齋藤部員
1	25	法規監察部会	①令和6年度事業計画について	古田島会長、菅野部長、並木副部長、中澤部員
1	29	総務部会	①群馬県行政書士会倫理研修規則(案)について ②令和6年度事業計画(案)及び事業報告について ③令和6年度顕彰について ④令和6年度定時総会準備について ⑤一般倫理研修について ⑥職務上請求書払出しについて	古田島会長、中島副会長兼部員、清水部長、齋藤部員
1	30		「外国人を対象とした無料相談会」(東京入管)	千明会員(館林支部)
1	31		公正証書遺言に関する研修会 「公正証書遺言について」 講師:富岡公証役場 公証人 鈴木 朗 氏	古田島会長、大原部長、新井副部長、高橋、藤生各部員
1	31	許認可業務・法務業務部会	①令和6年度事業計画について	山田副会長、大原部長、新井副部長、高橋、藤生各部員

※ GL・・・業務推進グループリーダー、SGL・・・業務推進グループサブリーダー、G 担当員・・・業務推進グループ担当員

月	日	会議・研修会 等	会議事項 等	担当出席者
2	1	法務委員会	①会費滞納者への対応について ②令和6年度事業計画について ③その他	菅野委員長、亀田、高橋、萩原、坂井各委員
2	2	許認可・法務業務部、国際業務デジタル社会部 主催 デジタル業務に関する研修会  第1部「サイバーセキュリティについて」 講師：群馬県警察本部警務課 担当者  第2部①「いまさら聞けないGビズID」 講師：国際業務デジタル社会部 佐藤美保子部員  第2部②「JCIP実践編」 講師：国際業務デジタル社会部 塩野有希部長		古田島会長、新井副部長、高橋部員
2	4	外国人のための法律相談		三石会員（伊勢崎支部）
2	5	業務推進グループ会議	<協議事項> ①令和6年度事業計画について <報告事項> ①入管業務研修会/事例発表会開催の件について ②建設業務事例発表会を開催した件について ③広報月間における挨拶回りについて	吉田GL、松本SGL、中山、堀越、武田、森田、鈴木、小山、穂苅、飯島、田沼、田島各C担当員  古田島会長、山田、中島、亀田各副会長 清水、後藤、菅野、大原、服部、塩野各常任理事
2	6	行政ぐんま192号企画会議	<協議事項> ①行政ぐんま192号の企画について ②令和6年行政書士記念日事業について ③令和6年度予算について ④ぐんまちゃん記念広告について	服部部長、小林、柳、岩井、天田各部員
2	8	業務推進グループ主催 入管業務研修会・入管業務事例発表会  第1部「入管法・技能実習法の改正等について」 講師：法務省東京出入国在留管理局高崎出張所 所長 福地佳代子様 統括審査官 稲葉直樹様  第2部「実務者会員による事例発表」 発表者：前橋支部 中西浩子会員 館林支部 千明正由会員		古田島会長、亀田副会長、 吉田GL、千明、田島各C担当員
2	9	部長、委員長、業務推進グループリーダー会議	①令和6年度予算案に係る事業内容の確認について	古田島会長、清水、後藤、菅野、大原、服部、塩野各部長、 亀田、山田各委員長、吉田GL
2	13	入会者 1名		古田島会長
2	14	職務上請求書払出し日		山田副会長、清水、後藤各部長、齋藤部員
2	14	沼田市教育委員会との意見交換会		塩野部長
2	15	綱紀委員会	①正副委員長の互選について ②詰問事項の検討について	古田島会長、笛木、安田、高田、茂木、市川、小笠原、土屋、山口、穂苅、北川、田沼各委員

2	19	行政ぐんま編集会議	①行政ぐんま192号の編集について ②行政書士記念日について	古田島会長、吉田副会長、服部部長、 仲道副部長、小林、柳、岩井、天田各 部員
2	20	経理部会	①令和6年度事業計画について ②郵便料金の値上げについて ③予算案の策定について ④不能欠損について ⑤能登半島地震に係る支援金および義 援金について ⑥入会手数料について ⑦PCA会計ソフト パッケージ版の終了 について	古田島会長、山田副会長、後藤部 長、 劔持副部長、黒川部員、富澤専門員
2	22	行政書士記念日無料相談会		服部部長、仲道副部長、 小林、柳、岩井、天田各部員 中島副会長、佐藤理事、廣兼会員、 萩原会員
2	25	入会者 1名		古田島会長
2	26	入会前説明会		古田島会長、中島副会長、塩野常任 理事、 岩崎会員(高崎)、平田会員(太田)
2	27	常任理事会	<協議事項> ①行政書士法違反行為に対する対応につ いて ②令和6年能登半島地震に係る支援金及び 義援金の支出について ③群馬県行政書士会会則施行規則の一 部改正案について ④令和6年度定時総会について ⑤令和6年度顕彰者について ⑥令和6年度収支予算案について  <報告事項> ①日行連報告等について ②令和6年度関東地方協議会連絡会につ いて ③各部報告	古田島会長、山田、吉田、中島各副 会長 清水、後藤、大原、服部各部長 吉田支部長会議長
2	27	申請取次行政書士管理委員会	①申請者の進達について	古田島会長、山田、吉田(明)、中島、 清水、後藤、大原、服部、吉田(憲)各 委員
2	28	職務上請求書払出し日		中島副会長、菅野部長
2	29	許認可業務・法務業務部主催 補助金申請に役立つ事業計画書等の作成に関する研修会 講師:中小企業基盤整備機構 中小企業アドバイザー 古川 忠彦氏		古田島会長、尾池、藤生各部員

※ GL・・・業務推進グループリーダー、SGL…業務推進グループサブリーダー、G 担当員・・・業務推進グループ担当員



## 公正証書遺言に関する研修会 報告書

許認可業務・法務業務部部长 大原 岳

1. 日時 令和6年1月31日(水) 13時30分から約1時間
2. 会場 前橋商工会議所会館2階 ローズ
3. 講師 富岡公証役場 公証人 鈴木 朗 様
4. 受講者 Zoom83人 会場30人
5. テーマ 公正証書遺言について
6. 報告 遺言書が無いと、残された遺族の間で争いが生ずることがあり、特に、夫婦間に子供がいない、親孝行の子に多く相続させたい、家業を特定の子に継がせたい、内縁の妻に財産を残したい、これらのような場合の対策として有効である。遺言の方法には、大きく分けて自筆証書遺言、公正証書遺言があり、自筆証書遺言については手軽に作成することができる利点があるが、方式違背により無効になる可能性があること、公正証書遺言については、費用がかかる、証人が必要になるなどの欠点があるものの、内容不備で無効になることはない、検認が不要、亡失・廃棄・改ざんの可能性がないなどのアドバンテージがある。楽観的な理由で遺言書を作成しないケースが多いが、死後のことを考えなるべく作成しておいた方がよい。死亡時の財産が基準になるので、たとえ遺言をしたとしても、その財産を残さなければならぬわけではなく自由に処分してよい。

簡単にまとめると以上の講義内容でした。遺言制度の基礎についての研修でしたが、示唆に富んだ内容で様々な「気づき」を得ることができました。



# デジタル業務に関する研修会 報告

許認可業務・法務業務部部长 大原 岳

1. 日時 令和6年2月2日(金) 13時30分から約2時間

2. 会場 前橋商工会議所会館3階 リリイ

3. 講師 第1部 群馬県警察サイバーセンター 菊池様  
第2部 国際業務・デジタル社会部 佐藤美保子先生、塩野有希先生

4. 受講者 Zoom54人 会場24人

5. テーマ 第1部 サイバーセキュリティ対策  
第2部 デジタル研修～超入門編～

①いまだ聞けないG Biz ID

②JCIP(建設業許可・経審電子申請システム)実践編



6. 報告 近年、行政書士業務においても、デジタル化が急速に進展しています。このため、デジタル業務とは切っても切り離せないサイバー犯罪による脅威について、また、行政書士の主要業務である建設業務にかかる電子申請についての研修を行いました。まず、県警サイバーセンターの菊池様に、不正送金、ランサムウェアの現状について講義を行っていただきました。不正送金が令和4年から令和5年にかけて、大幅に増加しており、県内の金融機関についてのフィッシングサイトが確認されていること、また、ランサムウェア対策として、VPN機器の脆弱性対策(OS等の更新、パッチ等の適用)、電子メールへの警戒、ウイルス対策ソフトの導入などが有効であることがわかりました。

第2部では、まず、佐藤先生にG Biz IDの活用例や、G Bizの取得方法についての講義、次に、それを踏まえて塩野先生にJCIPについての講義を行っていただきました。まずG Biz及び

JCIPで、依頼者との間で委任のやり取りをそれぞれ行わなければなりません。それからようやくJCIPで申請書を作成することができるようになるのですが、ワイズ公共データシステムやCIICなどの既存のソフトを用いてデータを入力することができるということです。まだ群馬県ではキャッシュレス決済に対応していないので、県収入証紙で手数料を納付する必要がありますが、経審においては審査期間が1週間程度短縮される利点があるとのこと。



## 長野会国際部の事例研修会に参加して

国際業務・デジタル社会部長 塩野 有希

令和6年2月22日に長野県行政書士会国際部が主催した事例研修会が行われ、群馬会として亀田副会長、吉田副会長とともに参加させていただきました。

長野会の声掛けで東京入管の管轄である1都9県（東京、神奈川、埼玉、千葉、茨城、栃木、群馬、山梨、長野、新潟）の単位会から国際業務に携わっている会員が参加し、そのうち13名が事例を発表しました。事例は身分系と就労系に分かれて発表されましたが、中には同性婚や戦争による迫害などのレアケースもありとても興味深いものでした。会場からは鋭い質問や自分の経験を踏まえたアドバイスが飛び交うなど、研修会は3時間ノンストップで行われましたが、終始、非常に熱量の高いものでした。

事例の中で課題となった一つが、申請取次においては入管法だけでなく労働基準法をはじめとする雇用に関する法律などの知識も非常に重要であるという点です。すでに社会保険労務士会と連携をして研修を行うなどの取り組みを行っている単位会もあり、群馬会においてもこのような取り組みが必要ではないかと感じました。

この研修会は、今年で33回目を迎えたそうです。創設メンバーの一人である長野会の竹内波美男先生がご挨拶の中で「失敗の中にこそ宝がある」とおっしゃっていたことがとても印象的でした。許可事例だけではなく、不許可になったときにはその理由は何なのかを突き止めること、そしてそのノウハウを積み上げていくことが大切なのだとして改めて認識したとても実りある研修会でした。

群馬会でも業務推進グループが行う事例発表会があります。このような研修会を通じて会員同士がお互いに事例を持ち寄り、共有し、検証しあうことで全体的な経験値を上げ、会員それぞれのスキルアップにつなげていけるような場となると良いと思います。

国際業務・デジタル社会部としても今回のような経験を参考に、会員の皆さまにとってより有意義な情報提供と、許認可業務・法務業務部や業務推進グループとの連携による研修会などを企画していきたいと思えます。





## 渋川支部

### 群馬県行政書士会渋川支部無料相談会 開催報告

03

群馬県行政書士会渋川支部は、令和5年10月21日(土)、令和5年度赤城ふれあいまつりにおいて、「行政書士による無料相談会」を実施いたしました。

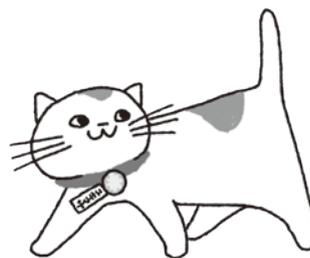
赤城ふれあいまつりは、新型コロナウイルス感染拡大前から実施されていましたが、コロナ感染拡大防止の見地から2年間中止されてきました。しかし、令和4年度に再開され、再開後2回目の実施となりました。本無料相談会は、赤城ふれあいまつり実行委員会様のご協力をいただき、1ブースをお借りして実施したものです。

当日は、渋川支部7名の相談員にて相談対応をいたしました。

当日の相談4件のうち、成年後見制度に関する相談が1件、賃貸借契約に関する相談が2件、交通事故に関する相談が1件でした。

また、相談対応のほか、ふれあいまつりにご来場いただいた方々に対して、リーフレットとポケットティッシュの配布をつうじて、市民に対する行政書士業務の広報活動も実施しました。

来年度以降も、実行委員会との連携を深める見地および行政書士業務の広報の見地からも本無料相談会を実施していこうと思っております。



## 令和5年度日曜開催空き家相談会 報告

令和5年10月29日、当支部は、渋川市市民協働推進課移住定住支援係様の依頼により、同係主催の「令和5年度日曜開催空き家相談会」に相談員を派遣しました。

本相談会は、空き家等の問題について、各専門家(司法書士、行政書士、宅地建物取引士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、シルバー人材センター)が無料で相談に応じるというものです。

平成30年12月27日に、群馬県行政書士会は渋川市との間で、空き家等及び空き地の対策の推進に関する協定を締結しております。そして、本協定に基づき、渋川支部会員から渋川市空き家等対策協議会に委員を派遣し、渋川市空き家等対策計画(案)等に意見を出しております。

本相談会当日は、渋川支部より2名の相談員を派遣いたしました。

対応した相談は5件で、譲渡や賃貸を行う前の相続手続きや、相続放棄に関する相談、相続した家が特定空き家に該当するかなどの内容でした。

近年の空き家の増加に伴い相談件数が増えている印象を受けました。

今後も渋川市と連携して、空き家にならない対策や空き家の譲渡・賃貸に関する事案について、意見具申し対応していきたいと思っております。

## 行政書士による空き家、遺言・相続に関する無料相談会開催報告

群馬県行政書士会渋川支部は、令和5年12月10日(日)、渋川市民会館 小ホールにて、「行政書士による空き家、相続・遺言に関する無料相談会」を開催いたしました。

本無料相談会は、渋川市市民協働推進課のご協力をいただきまして、渋川市との共同開催事業となり、しぶかわ広報11月15日号にて渋川市民に周知していただきました。

この周知のおかげもあり、16件の事前予約がありました。

当日の相談件数は15件となり、うち、遺言に関する相談が7件、空き家に関する相談が1件、相続に係る相談が7件でした。

当日は、渋川市から主事吉田知幸様にご参加いただき、また、当支部から9名が相談員として参加いたしました。

相談の内容では、未了の相続手続きや、相続の開始に対する備えなどが多く、また、全体の相談件数の増加からも、これらに関する関心の高まりを感じました。いずれも市民の身近にある問題として、街の法律家を名乗る行政書士が相談に応じる意義を皆で感じることができました。

来年度以降も、渋川市との連携を深める見地および行政書士業務の広報の見地からも無料相談会を実施していこうと思っております。



# 高崎支部

## 高崎支部法教育チーム 令和5年度活動報告

令和5年度は新型コロナウイルス感染症が第5類に移行されたことで、学校は徐々に通常生活を取り戻しました。それに伴い、今年度は多くの学校で法教育の授業を行うことができました。これまで主に小学校高学年向けに授業を行ってきましたが、今年度は中学校での開催や小学校3年生向けの授業など、高崎支部としても新しいことにチャレンジした一年でした。特に中学3年生の法教育では、「自分のことは自分で守る」ために最低限のリーガルリテラシーを持つことの大切さを、義務教育を終えるというタイミングで伝えることの意義を強く感じました。引き続き来年度も多くの学校で実施できるよう、法教育チーム一丸となってさらに授業内容をブラッシュアップしていきたいと思えます。

令和5年度実施校 ※すべて高崎市立

【小学校】中央小学校(6年)、国府小学校(6年)、上郊小学校(6年)  
桜山小学校(6年・3年)、南八幡小学校(6年)

【中学校】塚沢中学校(3年)、第一中学校(3年)



### \*\*法教育チーム紹介\*\*

高崎支部の法教育チームは現在5人体制です。それぞれの得意分野を生かして役割分担し、苦手なところはフォローしあいながら、それぞれ多忙な時間をやりくりしてワイワイ楽しく活動しています。  
※新規メンバー、絶賛募集中!!



#### 塩野有希 (YUKI SHIONO) 台本作成・スピーカー

チームで打ち合わせた内容をもとに台本を作成し、授業ではメイン講師をしています。子供たちに語りかけているうちに気持ちが入りすぎて台本から外れてしまうこともしばしば。準備は大変でも、子供たちの真剣な眼差しがエネルギーの源です。



#### 佐藤美保子 (MIHOKO SATO) パワポ作成・寸劇「青マント」役

授業で欠かせないパワポ作成を担当。子供たちの視覚に訴えるようにアニメーションや音響などこだわりを持って作りこんだスライドは、ひとつの映画作品を見ているかのような完成度。職人技です!寸劇では沈着冷静な青マント役をクールに演じています。



#### 廣兼喜久恵 (KIKUE HIROKANE) 寸劇「赤マント」役

高崎支部名物の寸劇で「赤マント」を演じる看板女優。授業後のアンケートでは毎回ダントツ話題に!陽気なキャラからシリアスな役までこなし、その名演技は子供たちだけでなく先生たちからも大絶賛です。女優魂ゆえ、アドリブも多め(笑)



#### 吉野玲子 (REIKO YOSHINO) 記録・講師補助・お母さん

記録係であると同時に、スピーカー塩野があまりにも話に夢中になりすぎてパワポ操作を忘れるため、今やスピーカー補助としてパワポ操作担当に。チームの中ではいつも冷静で客観的な意見を出してくれるみんなのお母さん的な存在です。



#### 沼賀英理子 (ERIKO NUMAGA) 小道具・候補生

次世代のスピーカー候補生として修業を積みながら、女優陣のピンチヒッターもこなします。リクエストした小道具をなんでも作れる器用な手先の持ち主。打合せでも新しいアイデアをどんどん生み出してくれる期待の星です。



## JCIPの普及促進に向けた意見交換会に関する報告書

業務推進グループ 穂苅 優人

日時：令和5年12月27日（水） 10：00～11：30

会場：群馬県庁21階211会議室

出席者：群馬県県土整備部建設企画課建設業対策室 室長 荻野邦夫 様  
主任 蓮沼大介 様

群馬県行政書士会会長 古田島俊憲  
業務推進グループ 武田洋典  
塩野有希  
小山大嗣  
穂苅優人（報告者）

群馬県土整備部建設企画課のご担当者様とJCIPの普及促進および建設業許可申請業務全般について、下記のテーマに沿って意見交換会を実施しました。

- 1 JCIPを用いた申請処理期間の短縮について
- 2 審査手数料の電子納付（キャッシュレス決済）について
- 3 JCIPの周知について
- 4 その他

1について、経営事項審査（経審）の申請から結果通知書発行までの期間を、従来の紙申請では4週間程度であるところ、JCIPを活用することで一律で3週間程度と、概ね1週間の短縮が可能との回答を頂きました。ただし、建設業許可申請については一律での期間短縮が難しく、当面は経審の処理期間のみ短縮が可能ということです。今後、審査項目のチェックを人の手ではなくAIによって行なうことが出来るようになれば、処理期間の短縮に繋がるのではないかと考えられます。

2について、現状群馬県ではJCIPで申請したとしても審査手数料は群馬県証紙で納付しています。今後JCIPの普及が進み申請件数が増加すればキャッシュレス決済の導入も可能になるとのことでした。他県では既にキャッシュレス決済での手数料納付が進んでいる自治体もあり、群馬県でも積極的に導入していただくようお願いしました。

3について、国土交通省が作成したJCIPの普及促進チラシを、建設業許可通知書や経審の結果通知書の送付の際に同封し、周知していくとのことです。当会においても会員へ周知し、各会員の判断で顧客への周知を進めることで普及を促す必要があると感じました。

4について、今後もこのような意見交換会を開催していくことで、申請業務の効率化や諸課題の解決に向けて相互に協力して取り組んでいけるようお願いしました。

目まぐるしく変化する現代の情報化社会において、行政書士の仕事のあり方も変わっていきます。時代に取り残されないよう私たちも視野を広げ、様々な変化に柔軟に対応していく必要があるでしょう。

# 労働者協同組合周知フォーラム(東日本ブロック)報告書

業務推進グループ(館林支部) 田沼 昇一

作成日: 令和6年2月1日

- 【所属】 業務推進グループ  
【氏名】 田沼昇一(館林支部)  
【研修名】 労働者協同組合周知フォーラム(東日本ブロック)  
【日時】 令和6年1月28日(日)13:00~16:00  
【場所】 一般財団法人埼玉県勤労者福祉センター ときわ会館 5階大ホール  
(埼玉県さいたま市浦和区常盤6-4-21) ※オンライン併催(zoom ウェビナー)

標記のフォーラムにオンラインで参加したので以下のとおり、ご報告いたします。

## 【プログラム】

### ■挨拶

堀井奈津子(厚生労働省雇用環境・均等局長)  
大野元裕(埼玉県知事)※ビデオメッセージ  
五十嵐立青(茨城県つくば市長)

### ■取組紹介

深野成昭(埼玉県産業労働部多様な働き方推進課長)

### ■基調講演

藤原辰史(京都大学人文科学研究所准教授)  
「労働と自治 — 『はたらく』から『はたらき』へ」

### ■事例紹介(パネルディスカッション)

「労働者協同組合の設立事例」

労働者協同組合フラヌイスコーレ(北海道富良野市)

労働者協同組合キフクト(神奈川県大和市)

労働者協同組合上田(長野県上田市)

コーディネーター 藤井恵理(ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン代表)

コメンテーター 小島明子(株式会社日本総合研究所 創発戦略センタースペシャリスト)

### ■閉会挨拶

古村伸宏(日本労働者協同組合連合会理事長)



チラシ  
「労働者協同組合周知フォーラム～東日本ブロック～」  
(厚生労働省HPより引用)

## 【概要】

労働者協同組合は、労働者が組合員として出資し、それぞれの意見を反映して、組合員が自ら事業に従事することを基本原理とした組織であり、令和4年10月に施行された労働者協同組合法にもとづいて法人化され、令和6年1月時点で全国に計70法人が設立されている。

これらは、地域の皆で意見を出し合って、助け合いながら地域の課題を解決していこうという新しい法人で、設立された組合では、荒廃山林を整備したキャンプ場の経営、葬祭業、成年後見支援、家事代行、給食づくり、高齢者介護など様々な事業が行われており、多種多様な事業分野で新しい働き方を実現している。

基調講演では、藤原辰史氏により「労働と自治—『はたらく』から『はたらき』へ」というテーマで、労働とは何か、労働が破壊された歴史、労働と自治の統合に向けて語られ、効率化のみを目指した社会から、はたらきの見直しを図る社会への展開についてメッセージが贈られた。

事例紹介では、労働者協同組合フラヌイスコーレ、労働者協同組合キフクト、労働者協同組合上田の各代表が、子供の居場所提供、自分の個性に合った仕事のしかたの実現、シルバー世代の活躍の場の提供など、設立の背景や組織運営の課題および今後実現していきたいことなどについてコーディネーターやコメンテーターの進行にもとづきディスカッションが進められた。

また、本フォーラムの参加者は、会場参加112名、オンライン参加235名との発表もあった。

## 【感想】

労働者協同組合は、3人以上で設立が可能であり出資もできることから、地域の課題解決や望ましい働き方の実現など皆で意見を出し合って助け合いながら解決していこうという新しい活動スタイルとして期待が高まると感じた。

行政書士としても法の説明や設立手続きに関するアドバイスなど新たなニーズへの対応も求められよう。

※神奈川県、兵庫県、鳥取県などの行政書士会では、県の委託を受けて相談窓口を設置している。(田沼調べ)

# 労働者協同組合設立オンラインセミナー報告書

業務推進グループ（館林支部） 田沼 昇一

作成日：令和6年2月17日

- 【所属】 業務推進グループ  
【氏名】 田沼昇一（館林支部）  
【研修名】 労働者協同組合設立オンラインセミナー  
【日時】 令和6年2月17日（土）14:00～16:00  
【場所】 オンライン併催（Zoom ミーティング使用）

標記のセミナー（1・2部とも）にオンラインで参加したので、以下のとおりご報告いたします。

## 【プログラム】

### ■挨拶

水野嘉郎（厚生労働省 勤労者生活課 労働者協同組合業務室長）

### ■プログラム

〔第1部〕

「労働者協同組合法の概要」

講師：古村 伸宏（日本労働者協同組合連合会 理事長）

「労働者協同組合設立の手順・法人格取得の流れ」

講師：富澤 一樹（日本労働者協同組合連合会労協法業務室副室長）

〔第2部〕

労働者協同組合の設立相談・交流会

コーディネーター：日本労働者協同組合連合会、ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン

## 【概要】

〔第1部〕「労働者協同組合法の概要」より

2022年10月1日に持続可能で活力ある地域づくりのため「労働者協同組合法」が施行され、現在では全国に72の法人が設立され注目されている。

この法律は、全党・全会派の参加・賛同による「議員立法」、約40年の実践・事実から構想され実現した「市民立法」、働くことを重視し地域づくりと仕事づくりを結んで進める「非営利団体法」、共益と公益を掛け合わせる42年ぶりの「協同組合法」という特性がある。

労働者協同組合の主な特色としては、①労働者派遣事業を除くあらゆる事業が可能（ただし、許認可等が必要な事業はその規制を受ける）、②準則主義で簡便に法人格を取得でき契約などができる（設立に必要な発起人は3人以上）、③組合と組合員は労働契約を締結（労働法適用）、④出資配当は不可、⑤都道府県知事による監督をあげている。

すでに設立された組織の設立動機としては、新しい働き方への欲求、地域の自治を高める、主体的・対話的・体験的な学び、生きがいと結んだ退職後・高齢後のキャリアデザイン、ローカル経済と持続可能性を高める地域産業の創出などがある。

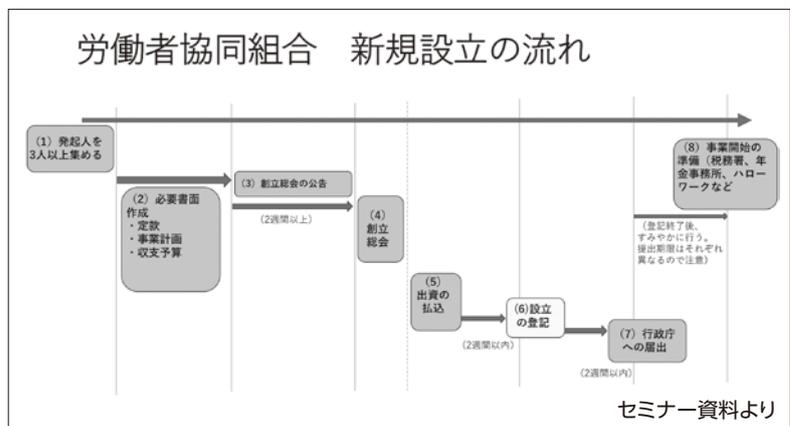
事例としては、キャンプ場の運営（三重県四日市市）、集落維持の取り組み（沖縄県宮古島市）、引きこもり経験者の就労（東京都新宿区）、脱プラスチックへの取り組み（神奈川県藤沢市）、若者就労機会創出（兵庫県豊岡市）、障害者・高齢者の活躍支援（兵庫県尼崎市）、不登校児支援（三重県鈴鹿市）など多様な背景によるものとなっている。

〔第1部〕「労働者協同組合設立の手順・法人格取得の流れ」より

設立のながれは、

- (1) 発起人を3人以上集める
- (2) 必要書面作成  
(定款、事業計画、収支予算…)
- (3) 創立総会の公告
- (4) 創立総会
- (5) 出資の払込み
- (6) 必要な書類等を提示、  
添付し、法務局で設立の登記

## 労働者協同組合 新規設立の流れ



- (7) 設立の届出
- (8) 事業開始の準備

の8つのステップがあると説明があり、それぞれの留意点について解説があった。

[ 第 2 部 ] 労働者協同組合の設立相談・交流会 より

日本労働者協同組合連合会、ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパンの計4名をコーディネーターとして個別に質疑応答が行われた。

当方も次のように質問し回答を得た。

Q. 設立にあたり行政書士など土業者の関与事例はあるか？

A. 定款作成や登記に必要な添付書類作成など、一般の方にとっては不慣れなことが多いので行政書士、司法書士に相談・依頼した例は少なからずある。

また、開業後の雇用契約などにおいて社会保険労務士への相談事例も聞いている。

その他の質疑内容としては、設立直後の法人の方より今後すべきこと、設立に興味がある方より仕事の作り方など。

【所 感】

労働者協同組合は、新しい活動スタイルの主体として、NPO法人よりも小規模で開始できるものとして期待が高まっていると感じた。一方で、認知度が低い、関連情報が少ないなど課題もある。

行政書士としても法理解や支援体制を高めることも重要と感じた。また、群馬県など自治体への働きかけも重要と考える。

**労働者協同組合**

設立オンラインセミナー

参加  
無料

令和6年2月17日(土)  
14:00~16:00

令和4年10月からスタートした新たな法人制度、労働者協同組合。この度、労働者協同組合設立の流れの解説とともに、設立支援経験者が皆様の疑問にお答えする設立相談・交流会を開催いたします。設立を考えているけど、何からはじめればいいのか？定款や事業計画はどのように作成したらいいのか？など何でもご相談いただけますので、是非ご参加ください！

**＜プログラム＞**

★挨拶：水野 嘉郎（厚生労働省労働者生活課労働者協同組合業務室長）

★第1部：労働者協同組合設立の流れの解説（60分程度）  
「労働者協同組合法の概要」  
講師：古村 伸宏（日本労働者協同組合連合会 理事長）  
「労働者協同組合設立の手順・法人格取得の流れ」  
講師：富澤 一樹（日本労働者協同組合連合会労働者協同組合業務室副室長）  
※第1部のみのご参加も可能です。

★第2部：労働者協同組合の設立相談・交流会（40分程度）  
【コーディネーター】  
○日本労働者協同組合連合会  
○ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン  
に所属する労働者協同組合の組合員  
※グループに分かれて、コーディネーターへ質問や相談をしていただけます。

【開催方法】 オンライン（ZOOMミーティング）  
【お申込み】 事前申込制・先着順 定員：第1部 500名 第2部 50名  
お申込み締め切り 令和6年2月13日（火）

お申し込みは特設サイトから ▶ [知りたい！労働者協同組合法](https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/forum/online/seminar_2nd) で検索！  
([https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/forum/online/seminar\\_2nd](https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/forum/online/seminar_2nd))

【お問い合わせ】 ☎0120-237-297 「厚生労働省労働者協同組合法相談窓口」

主催：厚生労働省  
協力：日本労働者協同組合連合会、ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン

セミナーチラシ



「はたらく」をつくる。みんなでつくる  
**労働者協同組合法**

労働者協同組合設立オンラインセミナー(2024/02/17)

**労働者協同組合法の概要**  
設立にあたって大事なこと&設立事例

日本労働者協同組合連合会 古村伸宏

資料1

労働者協同組合  
設立オンラインセミナー

**「労働者協同組合設立の  
手順・法人格取得の流れ」**

令和6年2月17日(土) 14:00~16:00  
日本労働者協同組合連合会 労働者協同組合業務室  
富澤一樹

(資料の作成にあたり、  
・労働者協同組合→「労協」  
・労働者協同組合→「労協法」  
・労働者協同組合法→「労働者協同組合法」  
・労働者協同組合法施行規則→「労働者協同組合法施行規則」と略称表記しております)

資料2

# 入管業務研修会・事例発表会報告

業務推進グループ リーダー 吉田 明浩

日時 令和6年2月8日(木)

場所 前橋商工会議所会館2階 ローズ

## 研修内容

### 第1部

入管法・技能実習法の改正等について

法務省東京出入国在留管理局高崎出張所 所長 福地 佳代子 様

統括審査官 稲葉 直樹 様

①入管法の改正について

②技能実習制度の改正について

③その他

### 第2部

実務者会員による事例発表

①前橋支部 中西 浩子 先生

②館林支部 千明 正由 先生



本年度の入管業務事例発表会は、国際業務・デジタル社会部、並びに申請取次行政書士管理委員会との共催により開催させていただきました。

第1部では、東京出入国在留管理局高崎出張所の福地所長様と統括審査官の稲葉様にお越しいたごき、入管法の改正について、特に技能実習制度の改正についてお話しいただきました。後半では、本会会員から事前にまとめて提出してありました質問に対して、丁寧なご回答をいただきました。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響もありましたが、入管高崎出張所の方々为本会の研修会にお越しいただけるのは5年ぶりとなりました。入管行政についてのお話を直接して頂ける貴重な機会となりました。改めて感謝申し上げます。

第2部では、2名の会員の先生から事例の発表をして頂きました。お二人とも入管業務の分科会に所属する方です。千明先生は分科会長を務めております。お二人の貴重な事例発表により、受講された会員の方々は、今後の業務に役立てられる知識を大いに得られたのではないかと思います。

分科会では、その業務に特化した情報交換や意見交換等を積極的に行っております。多くの方のご参加をお待ちしております。また、事例発表会において事例を発表していただける方も募集しております。成功事例だけでなく失敗事例でも構いません。むしろ失敗事例から学び取ることは大きいと考えております。どうぞ積極的にご参加ください。

今後とも業務推進グループの活動にご理解、ご協力をお願い申し上げます。



## 令和6年 日本行政書士会連合会 新年賀詞交歓会

副会長 吉田 明浩

- 日 時 令和6年1月19日（金） 正午
- 場 所 ホテルオークラ東京 「平安の間」

令和6年の日本行政書士会連合会主催による新年賀詞交歓会が、上記の日時にて開催されました。本年の新年賀詞交歓会は、日本行政書士政治連盟及び公益社団法人コスモス成年後見サポートセンターとの共催において開催されました。

開会にあたりましては、元旦に発生した能登半島地震において被災され、お亡くなりになりました方々に対してご冥福をお祈り申し上げ、全員で黙とうを捧げました。

開会の言葉のあと、日本行政書士会連合会常任会長、日本行政書士政治連盟井口会長、並びに公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター田子理事長の順に挨拶がありました。

来賓の挨拶といたしましては、松本総務大臣をはじめとして、多くの国会議員の方々からお祝いの言葉を頂戴いたしました。

当初予定されておりました鏡開きは行われず、通常の乾杯の後に祝宴となりました。

盛会ではございましたが、例年より国会議員の出席者数も少なく、会員の出席も北陸地方をはじめとして少なかったように思えます。

当会の事情としましては、先日お亡くなりになられた当会前会長であり、日本行政書士政治連盟群馬県支部の支部長であられた秋山支部長の公の場での最後の姿となりました。心よりご冥福をお祈り申し上げます。



# ● 読んで得する業務資料 ● ● ● ●

## 業務資料について～標題一覧～

群馬県行政書士会のホームページ内の会員ページには、以下のような業務資料が掲載されています。  
※ホームページへの掲載は随時更新されていますので、最新の業務資料はそちらでご確認ください。

### 日行連・関地協からの通知等

- ・ マイナポータル連携等を活用した確定申告・年末調整の推進について
- ・ PCBに汚染された絶縁油を含む電気機器等の所有・保管に係る調査の実施状況等に関する調査について
- ・ オンラインセミナー「行政書士のための医療機関運営支援～医療法人の経営情報分析と医療法務からのアプローチ～」の開催について（周知）
- ・ 軽自動車OSSを提供するシステムの更改に併せた手続き処理等の使用改善について（周知）
- ・ 医療法人の経営情報の報告について（周知）
- ・ 能登半島地震に係る印鑑証明書等の有効期間の取扱いについて
- ・ オンライン勉強会のお知らせ（CIC建設業情報管理センター）
- ・ オンラインセミナー「今後の入管に関わる行政書士のあり方について」の開催について（周知）
- ・ 「農水知財に関するオンラインセミナー」の開催について（周知）
- ・ 能登半島地震に係る支援金及び義援金の募集について
- ・ 令和6年度専修大学大学院における司法研修について
- ・ 定款作成支援ツールの改善点等について
- ・ 建設資機材の需給の状況を踏まえた適切な工期について
- ・ 事業再構築補助金代理申請について
- ・ PCBに汚染された絶縁油を含む電気機器等の所有・保管に係る調査の実施状況等に関する調査について（回答期限延長のお知らせ）

### 群馬県・市町村等からの通知等

- ・ 特殊詐欺被害防止対策講座 令和5年度第2回「NO！詐欺キーパー講座」の開催について

### 群馬会・業務推進グループからの通知等

- ・ <県>『ぐんま多文化共創シンポジウム』参加者募集
- ・ <業務推進G>建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）についてのお知らせ
- ・ 第2回前橋支部業務研修会のご案内

※上記業務資料を印刷したものが欲しい会員には、個別の印刷対応が可能です。印刷代・送料を別途申し受けさせていただきます。予めご了承ください。詳細は事務局までお問い合わせをお願いいたします。（TEL027-234-3677）

印刷対応について	事務局の印刷機を使用した白黒片面コピーの対応です。 印刷代は場合によりますが、1枚につき10円を基本として都度算出します。 郵送希望の場合は送料のご負担もお願いいたします。送料は重さ等により都度算出になります。
----------	---

## 「趣味のコーナー」開設及び投稿のお願い

いつも行政ぐんまをご覧くださいありがとうございます。各種情報をお届けしている本誌面ですが、この度、より多くの会員の方に参加していただきたく「趣味のコーナー」を開設する運びとなりました。

写真、俳句、川柳、短歌、イラストなど、皆様の趣味や得意分野の投稿をお待ちしています。誌面の許す限り掲載させていただく予定ですが、諸事情により掲載できないこともございますことご了承ください。なお、投稿の要領は以下のとおりです。

### ● 作品募集要項 ●

#### 1. 作品の種類と規格

- ・ 写真：JPEG
- ・ 俳句・川柳・短歌等：Word形式等
- ・ イラスト：JPEG

※応募作品は自作で未公表のものとしします。また、応募者は当該作品が第三者の著作権等知的財産権を侵害していないことを保証するものとしします。



#### 2. 応募資格

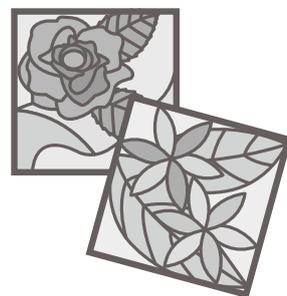
群馬県行政書士会会員

#### 3. 応募方法

Eメールで下記に提出してください。

応募の際には必ず、応募者の会員番号、氏名、連絡先を記載してください。

E-mail：office@gunma-gyosei.jp



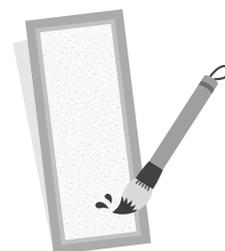
#### 4. 投稿作品の著作権

投稿作品の著作権は投稿者に帰属するものとしします。

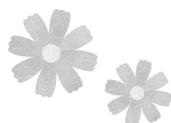
ただし、作品を、広報誌や本会ウェブサイトに掲載すること、及び募集者が本事業の記録として保存するために複製することについて、当該作品の応募者には了承していただきます。

#### 5. 投稿作品の採否について

広報部で決定いたします。採否の理由についてはお答えできません。



# コスモスぐんま活動のご報告



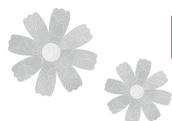
## 伊勢崎支部業務研修会 参加報告

コスモスぐんま支部長 上原 陽子

令和6年2月7日、伊勢崎支部において業務研修会が開催され、コスモスから中島相談役と支部長上原が参加し、後見制度について講義を行いました。

法定後見については上原が、相談者が事務所に来所した場合に備えて、申立書類から聞き取りの流れを解説し、中島相談役は任意後見について、任意後見契約や死後事務委任契約の公正証書のサンプルを示しながら講義を行いました。後半には、一般社団から公益社団に移行した、コスモス成年後見サポートセンターについて、団体概要や研修体制等を交えながら説明を行い、支部から要望があった後見人の報酬についても触れることができました。

今回このような支部研修にお時間をいただきありがとうございました。後見制度は自らが受任するしないに関わらず、現代の高齢化社会において、専門職ならば備えておきたい知識だと思えます。多くの方に理解をいただけるよう、コスモスとして今後も活動していきたいと思えます。



## 「令和5年度 第2回成年後見関係団体情報交換会」報告

コスモスぐんま総務部長 萩原 洋一

主催：群馬県社会福祉協議会（群馬県委託事業）

日時：令和2年2月6日（火）14：00～15：30

場所：群馬県社会福祉総合センター B01会議室

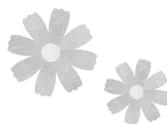
参加者：弁護士会、司法書士会（リーガルサポート群馬支部）、社会福祉士会（ぱあとなあ群馬）、行政書士会（コスモスぐんま）、社会保険労務士会（社労士成年後見センター群馬）、前橋家裁、群馬県（健康福祉課）、群馬県社会福祉協議会（地域福祉課） 計18名

当会参加者：上原支部長、萩原

情報交換会では、「県内市町村の中核機関等にかかる進捗状況について」「成年後見制度実態把握調査案について」等について報告及び意見交換がされ、コスモスぐんまを含む5土業の成年後見団体（部署）の参加者が意見を交わしました。特に、実態把握調査については令和6年度初頭の実施を予定されており、コスモスぐんまでは支部及び所属会員個人の両方で回答に協力する予定となりました。

今後もコスモスぐんまとして継続的に参加することで、成年後見制度にまつわる最新の動向についての情報を収集し、また、成年後見制度の担い手としてのコスモスぐんまの存在感を各所にアピールしていくことが必要であると感じました。

# コスモスぐんまによる出張研修のご案内



コスモスぐんま広報部長 佐藤美保子

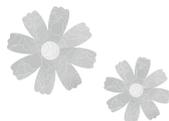
令和6年2月7日に開催された、令和5年度伊勢崎支部業務研修会に成年後見制度の講師として、当会の中島肇相談役と上原陽子支部長がお招きいただき講話を行って参りました。

リーフレットをご覧いただきながら、①法定後見制度の基礎について、②任意後見制度の基礎と死後事務委任契約について③公益社団法人コスモス成年後見サポートセンターについて、の3つの構成で実務経験を交えながら知識提供型研修を提供いたしました。忌憚ないご意見やご質問を賜り、成年後見制度への注目度の高まりを実感いたしました。

コスモスぐんまでは、後見活動の向上のために実務・倫理面での研鑽を重ね、後見人の養成を行うバックアップ体制を整えています。

出張研修のご依頼は、随時受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。





## コスモスぐんま 入会前研修のお知らせ

コスモスぐんま支部長 上原 陽子

コスモスぐんまは、毎月の無料相談会（高崎市）や社協と共催の相談会（藤岡市）、自治体や団体への講師派遣など地域に密着した活動を行いながら、成年後見制度に精通した行政書士の育成に努め、研修や情報交換会などを開催しています。

集合研修は開講式と考査・修了式の2日間のみ。その間の研修は基本的にご自宅や事務所でのVOD視聴ですので、ご自分のスケジュールで受講できます。後見制度について学んでみませんか？

昨年の秋は、初めて東毛地区（太田市）での入会前研修を行いました。今秋も開催するかは未定ですので、ぜひ、今回の受講をお勧めします。多くの皆様のご参加をお待ちしています！

### 研修内容

**【場 所】** 高崎市総合福祉センター 1階 会議室1

高崎市末広町115-1 TEL 027-370-8822

**【研修日時】** ①開講式 令和6年6月22日（土） 13:30 受付

②考査・修了式 令和6年8月3日（土） 13:30 受付

※集合形式の研修は2回のみです。②までにVOD視聴を各自終了する必要があります。

**【費 用】** 15,000円（公式テキスト代含む） ※ 開講日にご持参ください。



※今後コロナの状況や参加人数の関係で日程が変更になる可能性があります。

※研修のみでもOK！受講後の入会は任意です。入会する場合は、入会金及び年会費が必要となります。

**コスモス 入会金10,000円- 年会費24,000円-**

後見保険に加入し入会となります。（研修を修了しないと後見保険加入はできません。）

※入会すると裁判所に提出するコスモス会員名簿に登載されます。（希望しない場合は申し出てください）



**【問合せ先・事務局】** コスモス成年後見サポートセンター群馬県支部

群馬県前橋市日吉町1丁目8-1

前橋商工会議所会館4階 群馬県行政書士会事務局内

TEL 027-234-3677

研修申し込みはFAXにて申し込み下さい。【申込締切：令和6年5月31日（金）まで】

**申込書**

入会前研修会に申し込みたいします。

宛先FAX

**027-233-2943**

フリガナ

氏 名

生年月日

行政書士登録番号

第

号

会員番号〈群馬県行政書士会〉

第

号

事務所名

事務所所在地

連絡先 TEL

FAX

# 新入会員



会員番号 第3465号  
氏名 上条 弘真  
所属支部 桐生  
入会日 2024. 1. 1



会員番号 第3466号  
氏名 廣瀬 真之  
所属支部 太田  
入会日 2024. 2. 1



会員番号 第3467号  
氏名 藤井 弘明  
所属支部 前橋  
入会日 2024. 2. 15

## 〔入会者〕

会員番号	登録番号	事務所名称	郵便番号	事務所所在地 (TEL・FAX・携帯・E-mail)	備考	
		氏名			業務内容	兼業
3465	2414 0038	上条弘真行政書士事務所	376- 0013	桐生市広沢町二丁目3096番地13 TEL 0277-47-6159・FAX 0277-47-6169		
		カミ ジョウ ヒロ マサ 上 条 弘 真				
3466	2414 0210	行政書士廣瀬真之事務所	373- 0821	太田市下浜田町1357番地1 TEL 0276-47-4220・FAX 0276-47-4350		
		ヒロ セ マサ ユキ 廣 瀬 真 之				
3467	2414 0295	行政書士事務所Fオフィス	371- 0837	前橋市箱田町731-14 TEL 027-254-0158		
		フジ イ ヒロ アキ 藤 井 弘 明				

## 会員各位

名簿記載事項が変わりましたので、記載事項で、変更登録箇所を会員周知致します。  
メールアドレスについては、会員より記載要望があった場合のみ掲載致します。

### 〔登録事項変更〕

会員 番号	登録 番号	事務所名称 氏 名	郵便 番号	事 務 所 所 在 地 (TEL・FAX・携帯・E-mail)	備 考		頁
					業務内容	兼 業	
3041	1414 0541	ト バ マサ ト 鳥 羽 正 人	374- 0019	館林市尾曳町1番10号			139
2974	1214 1291	オカ ダ カズ コ 岡 田 和 子		TEL 090-6496-9248			72
3139	1614 1448	タカ ハシ イサオ 高 橋 功	371- 0804	前橋市六供町二丁目8番地26			33
3398	2214 1506	イナ ガキ カズ キ 稲 垣 一 樹		TEL 090-2734-9390			60
3060	1414 1239	トミ タ ミチ オ 富 田 道 男		FAX 0276-78-7405			93

### 〔退 会 者〕

支部名	会 員 番 号	氏 名	退会年月日	退会区分
沼 田	3 3 2 2	片野 順一	令和5年12月31日	廃 業
伊勢崎	1 4 1 9	鶴生川泰久	令和6年 1月31日	廃 業
館 林	2 9 5 7	城代 宏信	令和6年 2月29日	廃 業
藤 岡	1 7 2 9	秋山 賢治	令和6年 1月25日	死 亡
高 崎	2 5 6 0	吉田 渡	令和6年 2月29日	廃 業
高 崎	1 4 3 8	笠原 伸雄	令和6年 1月26日	死 亡
前 橋	1 7 7 9	齊藤 恭司	令和6年 2月29日	廃 業

(届出受付順)

## 訃報

謹んでご冥福をお祈りいたします

秋山 賢治 先生 令和6年1月25日逝去 藤岡支部

笠原 仲雄 先生 令和6年1月26日逝去 高崎支部

高柳 和男 先生 令和6年2月7日逝去 伊勢崎支部

### 会員名簿（令和5年10月15日現在）における名簿訂正について

会員名簿を発行後、記載内容に誤りや変更があった箇所がございました。下記のとおり、お詫びして訂正いたします。

#### 会員名簿（令和5年10月15日現在） 69ページ

伊勢崎支部 会員番号2311 相沢英男会員の携帯電話番号の記載に誤りがございました。申し訳ございませんでした。以下のとおり、訂正をお願いいたします。

(誤) 090-3099-7311

↓

(正) 090-3099-7322

#### 会員名簿（令和5年10月15日現在） 94ページ

太田支部 会員番号3279 渡辺洋平会員の登録番号の記載に誤りがございました。申し訳ございませんでした。以下のとおり、訂正をお願いいたします。

(誤) 19141828

↓

(正) 19141827

## 編集後記

広報部では、年間4回の広報誌「行政ぐんま」を発行しております。広報部の役割の一つとしては会員の皆様に群馬県行政書士会の活動を知っていただくことだと思います。私をはじめ、広報部員一同は企画編集会議などを通じて、その活動への理解を深め、人と人とのつながりを広げながらそれを楽しみ行っていました。

そして本号の発行で私が携わることになってちょうど1年間経ちました。今後も広報部としての広報活動が皆様からおもしろそう、と思っただけのように頑張りたいと思います。

さて、今年は新年早々から最大震度7の能登半島地震と羽田空港で飛行機衝突事故が発生致しました。その影響で日本への外国人観光客の減少が心配されています。特にそれまで新型コロナウイルス感染拡大を受けて制限していた中国が昨年8月に日本への団体旅行を解禁しましたが、その後の観光客数は中国経済の回復の遅れもあり、新型コロナウイルス禍前の平成31年と比較して5～6割弱とのことです（令和6年2月時点）。まだまだ観光業界にとっては厳しい情勢が続きます。ちなみに私も旅行が好きで毎年家族と出かけていますが、今年はそろそろ少し遠くに出かけてみようかと思っています。

広報部員 岩井 和幸（伊勢崎支部）





行政ぐんま  
第192号

発行 群馬県行政書士会  
会長 古田島 俊憲  
〒371-0017 前橋市日吉町一丁目8番1号  
(前橋商工会議所会館4館)  
TEL(027)234-3677/FAX(027)233-2943  
E-mail : office@gunma-gyosei.jp

担当副会長 吉田 明浩(館林支部)  
広報部長 服部 成二(太田支部)  
同 副部長 仲道 さゆり(前橋支部)  
広報部員 小林 大栄(前橋支部)  
広報部員 柳 芳信(太田支部)  
広報部員 岩井 和幸(伊勢崎支部)  
広報部員 天田 忠明(桐生支部)

印刷 松本印刷工業(株) TEL(027)221-5015

気軽に相談  
確かな手続

# あなたの街の法律家 行政書士

GUNMA



群馬県行政書士会



日本行政書士会連合会  
公式キャラクターユキマサくん

**Q** 行政書士って主にどんな仕事をしているんですか？

**A** 行政書士は法律にもとづく国家資格者です。国や県・市町村などの役所に提出する書類をみなさんに代わって作成したり提出の手続きを行うことが主な仕事です。

**Q** 役所に提出する書類以外にはどんなものがありますか？

**A** 権利義務や事実証明に関する書類の作成も行政書士の仕事です。例えば「契約書」「内容証明」「相続関係書類」「会社設立関係書類」などがあります。

## 行政書士

Q & A

**Q** インターネットを利用した申請には対応できますか？

**A** はい。行政書士はインターネットを利用したオンライン申請などにも迅速に対応しています。

**Q** 書類の作成や提出以外にはどのような仕事がありますか？

**A** 行政書士が作成するいろいろな書類について、みなさんの相談に応じることもちろん大切な仕事です。

**Q** 仕事をお願いした者の個人情報等、秘密は守ってもらえますか？

**A** 行政書士には法律により守秘義務が課せられています。仕事の上で知り得た秘密は絶対に漏らしません。安心してご依頼ください。

## 暮らしに役立つ

### 相続・遺言に関すること

- ・遺産分割協議書の作成
- ・遺言書作成の相談
- ・戸籍調査、財産調査
- ・相続関係説明書の作成
- ・遺言書保管証明
- ・法定相続情報証明の作成



### 契約書・内容証明等の書類を作成すること

- ・各種契約書、協定書、示談書の作成
- ・内容証明の作成
- ・告訴、告発状の作成
- ・交通事故調査、報告書の作成などの権利、義務や事実証明に関すること

### 自動車に関すること

- ・自動車登録、移転、抹消届出・申請
- ・車庫証明申請
- ・出張封印取付作業代行業務

### 土地・建物利用に関すること

- ・農地転用許可届出申請
- ・景観条例申請
- ・開発行為許可申請
- ・土地寄附申請
- ・国有財産払下申請

### 日本で暮らす外国人に関すること

- ・永住許可申請
- ・帰化許可申請

## ビジネスに役立つ

### 会社・法人設立に関すること

- ・株式会社、合同会社の設立
- ・定款の作成
- ・一般社団法人、NPO法人等の設立
- ・医療法人、宗教法人、事業協同組合、監理団体等の設立（登記申請手続を除く）

### 運送業者に関すること

- ・貨物運送業許可申請
- ・特殊車両通行許可申請
- ・旅客運送業免許申請
- ・倉庫業許可申請

### 会計業務に関すること

- ・会計記帳事務
- ・決算、財務諸表の作成
- ・融資申込手続き
- ・各種補助金申請

### 風俗営業や飲食店等に関すること

- ・飲食店営業許可申請
- ・カフェ、キャバクラ、スナック、ホストクラブ、パチンコ、麻雀、ゲームセンター等の営業許可申請
- ・深夜酒類提供飲食店営業開始届出

### 建設業者や宅建業者に関すること

- ・建設業許可申請、営業年度終了変更届出書
- ・経営規模等評価申請（経審）
- ・建設工事入札参加資格審査申請
- ・宅建業者免許申請
- ・電気工事業者登録申請
- ・解体工事業者登録申請

### 日本で仕事をする外国人に関すること

- ・在留資格認定申請
- ・在留資格変更許可申請
- ・在留期間更新許可申請

### その他許認可申請・届出に関すること

- ・酒類販売業免許申請
- ・著作権登録申請
- ・産業廃棄物処理業許可申請
- ・米穀販売登録申請
- ・古物商許可申請
- ・その他各種許認可申請
- ・各種オンライン申請の手続

### 中小企業支援に関すること

- ・企業の経営や事業活動に関するアドバイス
- ・中小企業をサポート
- ・助成金の申請
- ・知的資産経営の導入や報告書の作成
- ・事業承継に関するアドバイス



## 特定行政書士

(平成26年12月27日施行)  
により、特定行政書士が誕生しました!!

行政書士が日本行政書士会連合会の実施する研修を受講し修了することで、特定行政書士となります。特定行政書士とは、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する行政庁への不服申立て手続きの代理業務が行えます。特定行政書士の資格を活かし、行政不服審査法に基づく審理員、第三者機関の委員、農業委員会の中立委員等への登用を目指す働きかけもしています。



©群馬県 ぐんまちゃん  
00078-03



## 群馬県行政書士会

事務局／前橋市日吉町1-8-1 前橋商工会議所会館 4階  
TEL:027-234-3677 FAX:027-233-2943

